



青森県健康経営認定制度 Q&A



(最終更新: 令和4年3月24日)

項目	質問	回答
制度全般	県外に本社がある場合は申請できますか。	申請できます。 その場合、県内に所在する支社が県内営業所等を統括して申請してください。 例) 東京に本社があり、県内に青森支社のほか、青森支社が統括する営業所が複数ある。 申請者: 青森支社長 所在地: 青森支社住所 従業員数: 県内の営業所を含む従業員数 様式2: 県内の営業所を含む現状で記載。
制度全般	複数の施設を管理している法人なのですが、その場合の申請は、法人単位ですか施設単位ですか。	基本的には、法人単位での申請になります。
制度全般	常勤従業員とは。	雇用期間の定めのない者又は1年以上雇用される者(見込みを含む。)であり、1週間の労働時間が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者が該当します。
前提要件	過去に県税の滞納や、労働基準法等の違反をしているのですが、そういう場合は、申請はできないのですか。	前提条件にある「県税の滞納がないこと」、「労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと」については、申請日から過去3年間について要件を満たしていれば申請は可能です。
前提要件	「労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反」とは、具体的にどのようなことが該当しますか。	関係法令とは、労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法のほか、地方税法や労働保険法など、各認定要件に係る法令等が該当します。また、重大悪質な違反とは、県民等への影響が大きく、悪意や故意による違反を指します。法令によって、様々な処分等があるため、法違反している場合、「関係法令に重大悪質な違反をしていないこと」の判断は、個別の事案に沿って判断します。
前提要件	前提条件を満たしていることを証する書類として、何を提出すればよいのですか。	誓約書(様式2別紙1)を提出してください。
必須要件①	事業主の健康診断の受診は、いつ受診したものが対象となるのですか。	申請日から過去1年以内に受診したものが対象となります。 ただし、認定の更新申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない理由がある場合のみ、直近の受診(申請日から過去1年を超えるもの)をもって、申請することが可能です。申請日以後に、健康診断を実施した場合は実施日時などについて、従業員が50人以上の事業所にあつては、労働基準監督署に提出したものの写し、50人未満の事業所にあつては、健康診断実施結果報告書(様式2別紙2)により、報告をお願いします。
必須要件①	健康宣言はどのようにすればよいのですか。	全国健康保険協会(協会けんぽ)加入事業所については、協会けんぽの健康経営パンフレットまたはHPに掲載されている「健康宣言登録シート」に事業所の健康づくりの取組を記入し、協会けんぽへ郵送またはFAXで送ってください。 協会けんぽ非加入事業所については、事業所内掲示やHP、社内文書等により宣言を行ってください。基準適合を証する書類としては、「健康宣言登録シート」の写し、事業所内掲示やHPの写真、社内文書の写し等が必要
必須要件②	健康づくり担当者養成研修を受講したいのですが、研修の開催日など、情報はどのように確認したらよいのですか。	例年7月頃から順次県内各地で開催しておりますが、詳細な日程は毎年4月下旬から5月中旬頃に健やか力推進センターのHP、県HPに掲載することとしています。なお、研修の申込み先は健やか力推進センターとなっておりますので、ご注意ください。 健やか力推進センターHP: http://www.aomori.med.or.jp/common/sukoyaka.html 県HP: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/kenkoukeiei_kensyu.html
必須要件②	県医師会健やか力推進センターが実施する健康づくり担当者養成研修のほかに、要件を満たす研修はあるのですか。	当該研修と同等程度と認められたものがあつた場合は、青森県ホームページに公表しています。ホームページで確認いただくか、当課までお問い合わせください。
必須要件②	どの研修を受講すればいいか、分かりません。	青森県ホームページに掲載されている健康づくり担当者“養成・更新”研修受講に関するフロー図を御確認ください。
必須要件②	「研修を修了した者が健康づくり担当者として定められていること。」とは、具体的にどのような状態をいうのですか。	事業所として、従業員の健康管理を担当する者として選任していることを指します。基準適合を証する書類としては、事務分担表、健康づくり担当者について従業員に周知した文書、事業主の申立書などが必要です。
必須要件②	健康づくり担当者を変更したいのですが、どうすればよいのですか。	新担当者が、更新申請前に県医師会健やか力推進センターの健康づくり担当者養成研修等(申請年度又はその前年度)を受講していなければなりません。更新申請時には、新担当者の研修修了証の写しを、事務分担表や事業主の申立書等、健康づくり担当者として定められている事実が確認できる書類と合わせて提出してください。
必須要件⑤	厚生労働省が推進する全てのがん検診とは。	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん(以下、「5大がん」という。)検診のことです。 青森県ホームページや厚生労働省ホームページも参考にしてください。
必須要件⑤	がん検診の受診勧奨とは具体的にどのようなことをしていればいいのか。	申請日から過去1年以内に、がん検診の受診を直接または広報等を通じて従業員に働きかけている必要があります。 5大がん検診の種類や対象者、受診間隔を明記してがん検診受診を促すことが望ましいです。
必須要件⑨	空気クリーン施設の認証を受けるためには、どうしたらよいでしょうか。	県HPに掲載されている空気クリーン施設届出書に記入し、最寄りの保健所(青森市内の事業所については、県がん・生活習慣病対策課)にFAX等でお送りください。保健所等で事業所に出向き状況調査を行った後、認証通知をお送りします。申請時には、認証通知の写しを提出してください。

必須要件⑨	複数の施設を管理している法人ですが、申請する場合は、全ての施設の空気クリーン施設の認証を受けていなければ、申請できないのでしょうか。	常駐する従業員がいる法人が管理する全ての施設について、認証が必要です。また、事業所によっては、常駐する従業員がいる全ての営業所等について、認証が必要です。
選択要件③	「環境が整えられていること」とは、具体的にどんな取組が該当しますか。	疾病を抱えながらも仕事を続けることができるような環境整備の取組が該当します。具体的には、研修等による意識啓発や相談窓口の明確化、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入、主治医とのやり取りに関する各種様式の整備が該当します。
選択要件③	時間単位の休暇制度について、半日単位でも該当になりますか。	時間単位の休暇について、1時間単位としておりますので、半日では基準を満たしません。時間単位での休暇を確認するため、就業規則の写しもしくは、休暇簿等の時間単位で休暇を取得することができる書類写しの提出をお願いします。
選択要件③	研修等による意識啓発とは具体的にどのようなことを指しますか。	公的機関や民間団体等が主催する研修・セミナーを事業所として受講、人事労務担当者が受講した研修・セミナーの内容を従業員に伝達研修として実施するなどのことをいいます。
選択要件④	事業所での健康診断実施時から従業員が増え、健康診断実施時と申請書時の常勤従業員数が異なる場合は、どうすればよいのでしょうか。	申請日から過去1年以内の受診が対象となります。申請時の常勤従業員全てが受診していることが必要ですので、50人以上の事業所の場合は、労働基準監督署に提出した定期健康診断結果報告書、50人未満の事業所の場合は、健康診断結果報告書(別紙2 別紙2)のほか、増員となった従業員の健康診断受診票や事業主の申立書などが必要です。
選択要件⑥	がん検診の受診記録を保管していることを示すための資料は何を提出すればいいですか。	がん検診を受けたことがわかるもの、かつ事業所として保管している書類(健康診断結果通知、結果一覧表など)の写しを提出してください。その際、必須要件⑭と提出する書類が重複する場合はどちらかに1部添付し、要件⑥、⑭に関連するものとわかる記載をお願いします。
選択要件⑥	市町村の求めがあった場合に提供可能であることは、具体的にどういう状態のことを言いますか。	事業所が保管しているがん検診受診記録について、従業員の方が住所地の市町村に情報を提供することの同意をしていることが必要です。同意書(様式は特に定めていません)の写しを資料として提出ください。
選択要件⑥	従業員の〇%以上が同意しているなどの条件はありますか。	下限は設けていませんが、要件の解説に記載されている設置趣旨について御理解いただき、可能な範囲で多くの協力をいただきますようお願いいたします。
選択要件⑦	常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくりには、どのようなものがありますか。	食生活改善や運動習慣定着を促す取組、健康をテーマとした研修会、健康診断・がん検診・人間ドック等の受診費用の会社負担などが該当します。具体的には、健康に配慮した弁当利用の促進、従業員全員によるラジオ体操の実施、フィットネスクラブとの法人契約、従業員間対抗歩数競争の実施、インフルエンザ予防接種の助成などが該当します。それ以外の取組であっても、該当する場合がありますので、お問合せください。
選択要件⑩	事業場における心の健康問題に係る実態を把握している事実が確認できるものとは、具体的にどういうものか。	メンタルヘルス上の休業者数等を管理していることが確認できる書類を提出してください。(様式は特に定めていません)
選択要件⑪	禁煙治療費の助成制度はありますが、申請日から1年以内に実績がありません。その場合は基準を満たしませんか。	お見込のとおりです。禁煙治療費の助成について、実績があれば助成の事実をもって要件を満たしますが、ない場合は事業所が禁煙セミナーを開催する、県や市町村が主催する研修会等への参加、独自の取組の3つから2つ以上実施していることが必要です。独自の取組については、個別にお問い合わせください。
選択要件⑫	従業員の〇%以上が利用しているなどの細かい条件はありますか。	下限は設けていませんが、要件の解説に記載されている設置趣旨について御理解いただき、可能な範囲で多くの協力をいただきますようお願いいたします。 歯の健康と身体の健康は密接に関係していることがわかっています。詳しくは青森県HPをご覧ください。
選択要件⑬	血圧は毎日測定していますが、体重は月1回の測定としています。この場合は要件を満たしますか(血圧しか測定していません。この場合はどうですか。)	本要件は、血圧及び体重を週1回以上測定しており、かつ、測定結果を管理していることが基準となっておりますので、要件は満たしません。
手続き全般	申請書提出から認定まではどのくらいかかりますか。	2か月程度かかります。申請件数が多い場合や、書類に不備がある場合など、認定まで時間がかかる場合があります。
手続き全般	認定の有効期間は2年間となっておりますが、更新申請はいつまでにすればよいですか。	有効期間が満了する日の30日前までに更新申請書類を提出してください。
手続き全般	更新申請をする際、提出する書類は前回申請時と同じ書類ですか。	基本的に、前回申請時と同等の書類を提出することとなります。申請書(様式1)と添付書類である定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約、組織図及び役員名簿又は会員名簿、申請調書(様式2)と各要件を満たすことを証する書類を提出いただくこととなります。なお、定款、組織図、役員名簿については、前回申請時と変更がない場合は提出不要です。
手続き全般	代表者職氏名が変更になったのですが、手続きは必要ですか。	事業所の名称、代表者職氏名、所在地が変更になった場合には、当該変更が生じた日から30日以内に、「青森県健康経営事業所変更届出書」(様式4)の提出が必要です。